

変額個人年金保険(年金原資保証型2015)I型/II型

キャッチポイントIV

CATCH POINT

契約締結前交付書面

(契約概要/注意喚起情報)

その他ご注意いただきたい点について

- 変額個人年金保険(年金原資保証型2015)I型/II型「キャッチポイントIV」はソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店では、複数の保険会社の商品をお取り扱いしている場合があります。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

ご契約前に必ずお読みください

この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際に際しての重要な事項を「契約概要」および「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

この保険は、ソニーライフ・エイゴン生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

募集代理店



引受保険会社

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-52-2
青山オーバルビル
ホームページ <http://www.aegonsonylife.co.jp>
お客さまサービスセンター **0120-955-900**(通話料無料)
《受付時間》月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時30分

15.09OT SMPBSM20 ASLIC-1508-A-0008-01

募集代理店



引受保険会社



契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

また「契約概要」に記載する資産運用に関する事項は概要を示しています。資産運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の商号と住所について

- 商号 ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
- 住所 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-52-2 青山オーバルビル
- お問い合わせ窓口 ソニーライフ・エイゴン生命 お客様サービスセンター
0120-955-900(通話料無料)
受付時間:月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時30分
- ホームページ <http://www.aegonsonylife.co.jp>

用語について

この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」で表記する主な用語の内容は下記のとおりです。また、「変額個人年金保険(年金原資保証型2015)I型/II型普通保険約款」に定める用語について、一部異なる表記をしておりますので、ご注意ください。

用語	内容
契約日	契約年齢や保険期間の基準となる日をいいます。この保険では契約上の責任を開始する日と同じ日になります。
基本給付金額	死亡給付金額および年金原資額を最低保証する際に基準となる金額をいいます。
据置期間	契約日から年金支払開始日の前日までの期間をいいます。この保険の据置期間は10年、15年、20年、25年または30年のいずれかをご選択いただけます。
判定期間	契約日から年金支払開始日の3か月前(契約日の月単位の応当日の前日)までの期間をいいます。
運用成果額	ベースアカウントの積立金額が基準値(基本給付金額の105%)に達した日のベースアカウントの積立金額から基本給付金額を差し引いた金額となります。

用語	この保険の約款での表記
コース	保険契約の型
ベースアカウント	特別勘定(基本部分)
ベースアカウントの積立金額	積立金額(基本部分)
パワーアカウント	特別勘定(成果部分)
パワーアカウントの積立金額	積立金額(成果部分)
ベースアカウントの積立金の一部解約	積立金(基本部分)の減額
ベースアカウントの積立金の一部解約請求金額	減額請求金額
パワーアカウントの全部受取・一部受取	積立金(成果部分)の特別減額

2 商品の特徴としくみについて

保険商品の名称

変額個人年金保険(年金原資保証型2015)I型/II型「キャッチポイントIV」

商品の概要

この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、積立金額、将来の年金額、死亡給付金額および解約返戻金額等が変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。

- ご注意▶**・特別勘定の運用資産は、投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、株価や債券価格の下落・為替の変動等により、積立金額、解約返戻金額等が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属することになります。

年金原資額と死亡給付金額は基本給付金額(一時払保険料)が最低保証されます

この保険では、お払い込みいただいた一時払保険料から契約初期費用(3%または5%)を差し引いた額を積立金として、据置期間中、特別勘定で運用します。

運用実績に関わらず、年金支払開始日前は死亡給付金額として、年金支払開始時は年金原資額として、基本給付金額が最低保証されます。ご契約時の基本給付金額は一時払保険料と同額です。

- この保険の積立金は運用実績により、毎日変動します。
- 据置期間は10年、15年、20年、25年または30年のいずれかをご選択いただけます。ご契約後に、据置期間の変更はできません。
- この保険ではご契約時に「運用成果受取コース(I型)」と「積極運用コース(II型)」のいずれかをご選択いただけます。ご契約後に、コースの変更はできません。

- ご注意▶**・年金原資が最低保証されるためには、据置期間の満了(年金支払開始日)までご契約を継続いただくことが必要です。
- ご契約を解約された場合の解約返戻金額は解約日の積立金額となり、解約返戻金額に最低保証はありません。
 - 据置期間中にベースアカウントの積立金を一部解約された場合には、最低保証の基準となる基本給付金額は減額されます。

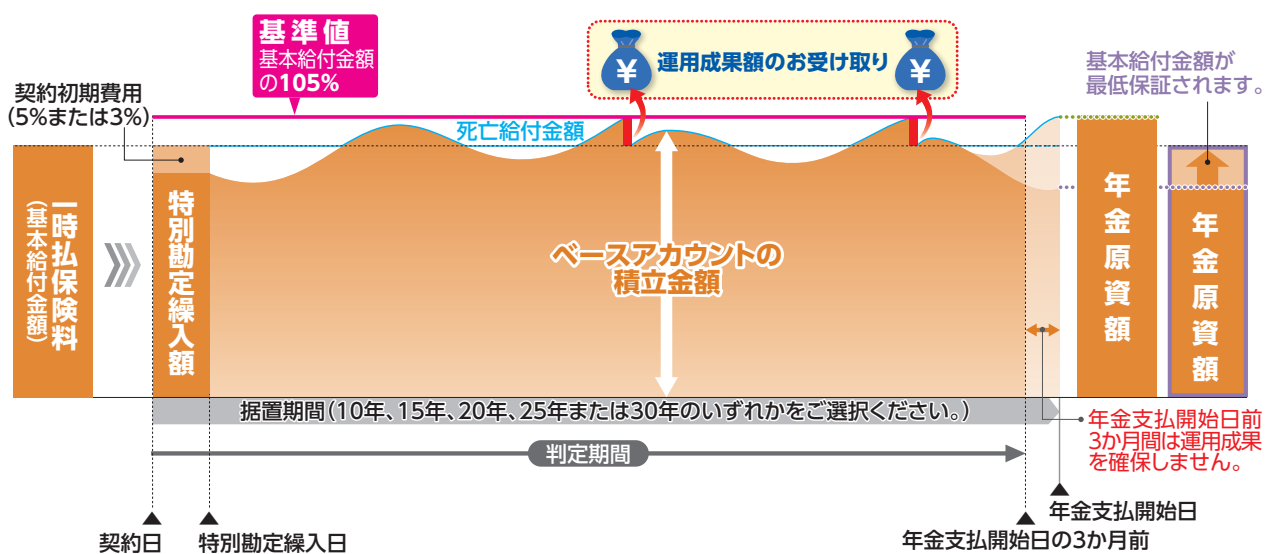
運用成果受取コース (I型)

判定期間中にベースアカウントの積立金額が基準値(基本給付金額の105%)に到達するたびに、基本給付金額を超える金額を運用成果額としてお受け取りいただけます。

- 運用成果額をお受け取りいただく場合でも、年金支払開始日前は死亡給付金額として、年金支払開始時は年金原資額として、基本給付金額が最低保証されます。
- 運用成果受取コース(I型)の年金原資額は、年金支払開始日前日のベースアカウントの積立金額または基本給付金額のいずれか大きい額になります。
- 判定期間外にベースアカウントの積立金額が基準値(基本給付金額の105%)に到達しても、運用成果額のお受け取りはできません。

ご注意▶ ● ベースアカウントの運用実績によっては、ベースアカウントの積立金額が基準値(基本給付金額の105%)に到達しないことがあります。その場合、運用成果額のお受け取りはできません。

■イメージ図



※このイメージ図は将来の積立金額や死亡給付金額等を保証するものではありません。実際の積立金額、死亡給付金額等は運用実績によって変動します。

積極運用コース (II型)

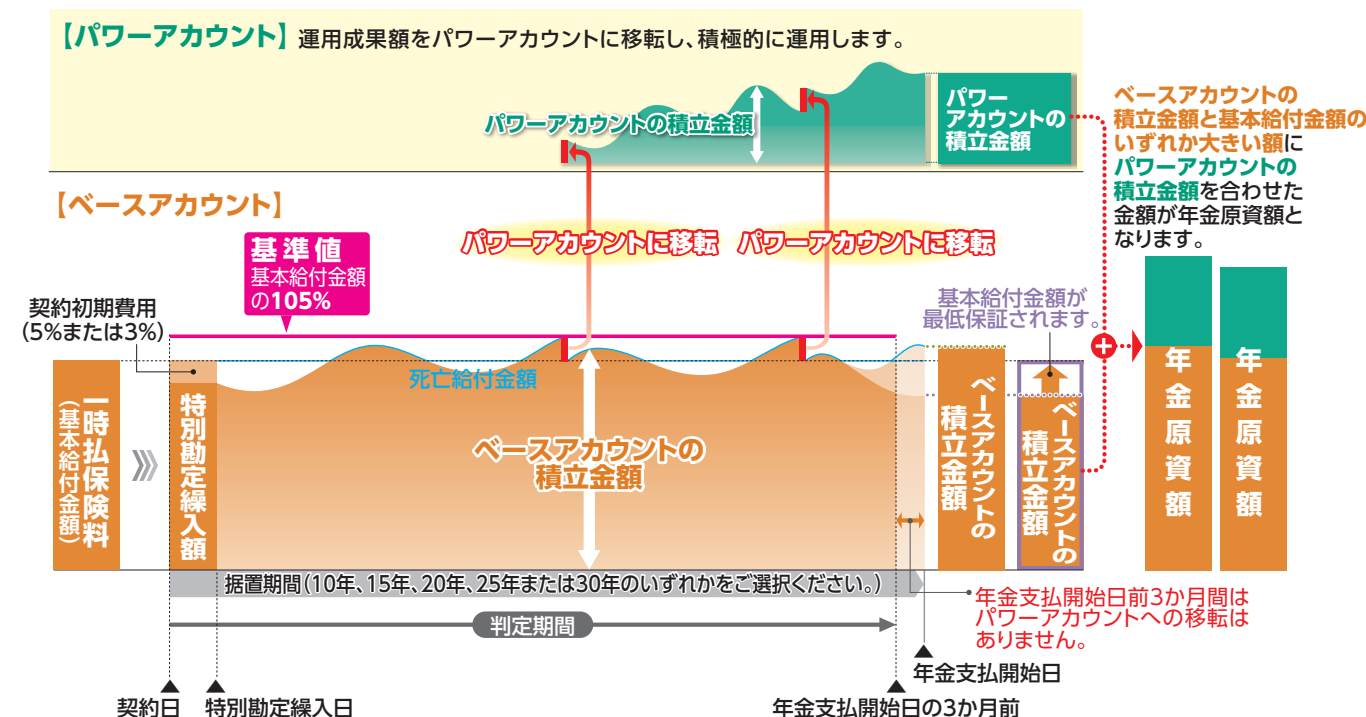
判定期間中にベースアカウントの積立金額が基準値(基本給付金額の105%)に到達するたびに、基本給付金額を超える金額を運用成果額としてパワーアカウントに移転して運用します。

- パワーアカウントは、ベースアカウントとは異なる特別勘定です。
- 積極運用コース(II型)の年金原資額は、年金支払開始日前日のベースアカウントの積立金額と基本給付金額のいずれか大きい額に、パワーアカウントの積立金額を加算した額となります。
- パワーアカウントの積立金については、パワーアカウントの全部受取または一部受取をご請求いただくことで、年金支払開始日前はいつでもお受け取りいただけます。その場合でも最低保証の基準となる基本給付金額に変更はありません。

ご注意▶ ● ベースアカウントの運用実績によっては、ベースアカウントの積立金額が基準値(基本給付金額の105%)に到達しないことがあります。その場合、パワーアカウントへ運用成果額の移転はありません。

● ベースアカウントとパワーアカウントでは運用対象とする投資信託が異なりますので、運用実績の変動(増減)も異なります。また、ベースアカウントのリターンに比べ、パワーアカウントのリターンが高くなる可能性があります。パワーアカウントへ移転した運用成果額を下回る可能性もあります。

■イメージ図



※このイメージ図は将来の積立金額や死亡給付金額等を保証するものではありません。実際の積立金額、死亡給付金額等は運用実績によって変動します。

3 年金のお受け取りについて

年金の種類は確定年金とし、毎年所定の年金をお受け取りいただけます。

- 年金支払期間とは、年金支払開始日から年金のお支払いが終了するまでの期間をいいます。
- この保険では、年金支払開始日以降は特別勘定による運用は行わず、一般勘定において運用を行います。

支払期間	お支払事由	受取人
5年～20年(5年単位)の範囲でご選択いただけます。ただし、被保険者の年金支払開始年齢が90歳以下、最終の年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	年金受取人

ご注意▶●年金支払開始日前であれば、ご契約時に選択された支払期間を所定の範囲で変更することができます。

■年金原資額の最低保証

年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率(予定利率等)により計算されますので、ご契約時には定まっておられません。

年金原資額は基本給付金額が最低保証されています。ご選択いただくコースによって、以下の額となります。

ご選択いただくコース	年金原資額
運用成果受取コース(I型)	年金支払開始日の前日の以下のいずれか大きい額 ●基本給付金額 ●ベースアカウントの積立金額
積極運用コース(II型)	年金支払開始日の前日の以下のいずれか大きい額にパワーアカウントの積立金額を加算した額 ●基本給付金額 ●ベースアカウントの積立金額

ご注意▶●据置期間中にベースアカウントの積立金を一部解約された場合には、最低保証される年金原資額も減額します。

■年金の分割支払

年金の分割支払をお取り扱いします。分割回数は2回、4回、6回、12回からご指定いただけます。ただし、分割後の1回あたりの受取額が4万円に満たない場合はお取り扱いできません。

4 保障内容について

■年金支払開始日前(据置期間中)

被保険者が年金支払開始日前(据置期間中)にお亡くなりになったときは、ご選択いただくコースによって、以下の死亡給付金をお支払いします。

- 死亡給付金額は基本給付金額が最低保証されています。

ご選択いただくコース	死亡給付金額
運用成果受取コース(I型)	被保険者がお亡くなりになった日における以下のいずれか大きい額 ●基本給付金額 ●ベースアカウントの積立金額
積極運用コース(II型)	被保険者がお亡くなりになった日における以下のいずれか大きい額にパワーアカウントの積立金額を加算した額 ●基本給付金額 ●ベースアカウントの積立金額

■年金支払開始日以後

被保険者が年金支払開始日以後にお亡くなりになったときは、以下の死亡一時金をお支払いします。

名称	お支払事由	お支払金額	受取人
死亡一時金	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最終の年金支払日の前日までの間にお亡くなりになったとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価	年金受取人※

※あらかじめ後継年金受取人をご指定いただくことで、年金支払開始日以後に年金受取人がお亡くなりになった場合に、後継年金受取人に年金をお支払いします。また、年金受取人が被保険者の場合には、死亡一時金を後継年金受取人にお支払いします。

- ご注意▶**●契約日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合など、所定の事由に該当するときは、死亡給付金等のお支払いができません。詳しくは、注意喚起情報の「5.死亡給付金等をお支払いできない場合」(P.17)をご確認ください。
- 据置期間中にベースアカウントの積立金を一部解約された場合には、最低保証される死亡給付金額も減額します。

資産種類	主な投資対象とする投資信託	ベンチマーク	組入比率	
先進国株式 ※6	ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド	MSCIジャパン・インデックス (円ベース)	25%	
	ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド	MSCIコクサイ・インデックス (円ベース)		
新興国株式	ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (円ベース)	25%	
先進国債券	ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド	NOMURA-BPI総合指数	25%	5%
	ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド	シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)		20%
アジア成長国債券	外国投資信託証券「ABF汎アジア債券インデックス・ファンド」	iBoxx ABF汎アジア指数 (円ベース)	25%	

※4 パワーアカウントの資産運用関係費用は、主たる投資対象である投資信託の信託報酬年率0.378% (税抜年率0.35%)程度に、外国投資信託証券において別途受領する運用報酬と信託報酬の概算額を加算した実質的な費用を記載しております。このほか、信託財産留保金や信託事務の処理等に要する諸費用、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。資産運用関係費用は運用手法の変更や運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。資産運用関係費用につきまして、詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

※5 平成27年8月末時点において、当社との間の資本関係および人的関係はありません。

※6 先進国株式における各投資信託の組入比率は、MSCIワールド・インデックスの国別比率に基づきます。

■ 特別勘定の評価方法

特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映します。

- 特別勘定資産の評価方法は次のとおりとします。ただし、将来変更されることがあります。
 - ▶ 有価証券については時価評価するものとし、それ以外の資産については原価法で評価します。
 - ▶ デリバティブ取引については、時価評価するものとし、その評価差額は損益に計上するものとし、
 - ▶ 外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によるものとし、

6 ご契約のお取り扱いについて

一時払保険料(基本給付金額)	200万円～5億円(1万円単位) ※同一被保険者で、ソニーライフ・エイゴン生命の定める個人年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの一時払保険料(最低死亡保証金額の定めのある商品は最低死亡保証金額)を通算し、5億円を超えることはできません。				
保険料払込方法	一時払のみ				
据置期間	10年	15年	20年	25年	30年
契約年齢(被保険者のご契約時の年齢)	0歳～80歳	0歳～75歳	0歳～70歳	0歳～65歳	0歳～60歳
年金種類	確定年金				
年金支払開始年齢(被保険者の年金支払開始日の年齢)	10歳～90歳				
年金支払期間	5年～20年(5年単位) ※被保険者の年金支払開始年齢が90歳以下、最終の年金支払日における被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。				

ご注意▶ ●上記のほか、具体的にご契約の内容につきましては、「意向確認書兼適合性確認書」等により、お客さまのご意向を確認させていただいたうえで、「契約申込書」等に記入していただきますので、お申し込みの際には、「契約申込書」等にて、必ずご確認ください。

7 付加できる特約について

名称	概要
遺族年金支払特約	死亡給付金または死亡一時金を一括でのお支払いに代えて、その全額または一部を年金形式でお支払いする特約です。年金の種類は確定年金となり、年金支払期間を5年～40年(5年単位)でご選択いただけます。
指定代理請求特約	ソニーライフ・エイゴン生命所定の事情により年金受取人が請求できない場合に、あらかじめ指定された代理人が年金または死亡一時金を請求できる特約です。指定代理請求人を1名指定していただけます。

8 ご契約の解約・ベースアカウントの積立金の一部解約・パワーアカウントの積立金の受取について

■ ご契約の解約

年金支払開始日前はいつでもご契約を解約することができます。

- 解約返戻金額は、解約日における積立金額となり、運用実績に応じて増減します。なお、解約返戻金額は最低保証されませんので、ご契約を解約された場合の解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 解約にかかる手数料(解約控除等)はありません。

ご注意▶ ● ご契約を解約された場合、この保険の持つ効力はすべて失われます。

- パワーアカウントに積立金がある場合、パワーアカウントの積立金も解約返戻金として合算されます。
- 特別勘定繰入日前に解約された場合、解約返戻金額は一時払保険料と同額になります。

■ ベースアカウントの積立金の一部解約

年金支払開始日前であれば、ベースアカウントの積立金の一部を解約することができます。

- 一部解約は10万円以上のお取り扱いとなります。ただし、一部解約後の基本給付金額が200万円に満たない場合、または一部解約後のベースアカウントの積立金額が50万円に満たない場合はお取り扱いできません。
- ベースアカウントの積立金の一部解約にかかる手数料(解約控除等)はありません。

ご注意▶ ● ベースアカウントの積立金の一部解約後は、一部解約前のベースアカウントの積立金額に対する一部解約請求金額の割合に応じて、最低保証の基準となる基本給付金額が減額されます。

■ パワーアカウントの積立金の全部受取・一部受取

「積極運用コース(Ⅱ型)」をご選択いただいた場合、年金支払開始日前はいつでもパワーアカウントの積立金の全部または一部をお受け取りいただくことができます。

- 最低保証の基準となる基本給付金額に変更はありません。
- 一部受取は5万円以上のお取り扱いとなります。ただし、一部受取後のパワーアカウントの積立金額が10万円以上であることが必要です。
- パワーアカウントの積立金を全部お受け取りいただく場合の金額は、請求を会社が受け付けた日におけるパワーアカウントの積立金額となり、運用実績に応じて増減します。
- パワーアカウントの積立金の全部受取または一部受取にかかる手数料(解約控除等)はありません。

ご注意▶ ● パワーアカウントの積立金額は毎日変動するため、移転時の運用成果額を下回ることがあります。

9 配当金について

この保険は、無配当保険ですので、配当金はありません。

10 諸費用について

この保険にかかる諸費用は、「契約初期費用」「保険関係費用」「資産運用関係費用」「年金管理費用」の合計額となります。

- 詳細につきましては、注意喚起情報「ご負担いただく費用について」(P.13~15)をご確認ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」はご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

また「注意喚起情報」に記載する資産運用に関する事項は概要を示しています。資産運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

ご負担いただく費用について

この保険にかかる費用はご契約時にご負担いただく費用、据置期間中にご負担いただく費用、年金支払期間中にご負担いただく費用の合計額となります。

■ご契約時にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	ご契約の締結等にかかる費用です。	据置期間10年 一時払保険料に対して 3.0% 据置期間15年、20年、25年、30年 一時払保険料に対して 5.0%	ベースアカウントへの繰り入れ前に、一時払保険料から差し引きます。

■据置期間中にご負担いただく費用(ベースアカウント)

項目	目的	費用	時期
ベースアカウントの保険関係費用	ご契約の締結・維持等に必要の費用、年金原資および死亡給付金を最低保証するための費用です。	基本給付金額に対して 年率1.55%~4.95% 被保険者の性別、契約日における被保険者の満年齢および据置期間ごとに適用する利率が異なりますので概要を記載しています。詳しくは、P.15の表をご覧ください。	特別勘定繰入日末および契約日の月単位の応当日末に、基本給付金額に対して別表の年率の1/12を乗じた金額をベースアカウントの積立金から差し引きます。
ベースアカウントの資産運用関係費用※1	ベースアカウントの運用に関わる費用で、ベースアカウントで主に利用する投資信託の信託報酬等が含まれます。	ベースアカウントが投資対象とする投資信託の信託財産に対して 年率0.137%程度(税込)	ベースアカウントが投資対象とする投資信託の信託財産から左記の年率を日割りで乗じた額を毎日差し引きます。

※1 ベースアカウントの資産運用関係費用は、主たる投資対象である投資信託の信託報酬を、小数第4位以下を切り上げて記載しております。このほか、信託財産留保金や信託事務の処理等に要する諸費用、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。資産運用関係費用は運用手法の変更や運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。資産運用関係費用につきまして、詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

■据置期間中にご負担いただく費用(パワーアカウント)

積極運用コース(Ⅱ型)を選択された場合、パワーアカウントに対して、下表の保険関係費用および資産運用関係費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
パワーアカウントの保険関係費用	パワーアカウントの維持等に必要の費用です。	パワーアカウントの積立金額に対して 年率0.50%	パワーアカウントの積立金額に対して左記の年率の1/365日乗じた額をパワーアカウントの積立金から毎日差し引きます。
パワーアカウントの資産運用関係費用※2	パワーアカウントの運用に関わる費用で、パワーアカウントで主に利用する投資信託の信託報酬等が含まれます。	パワーアカウントが投資対象とする投資信託の信託財産に対して 概算年率 0.42% 程度(税込)	パワーアカウントが投資対象とする投資信託の信託財産から左記の年率を日割りで乗じた額を毎日差し引きます。

※2 パワーアカウントの資産運用関係費用は、主たる投資対象である投資信託の信託報酬年率0.378%(税抜年率0.35%)程度に、外国投資信託証券において別途受領する運用報酬と信託報酬の概算額を加算した実質的な費用を記載しております。このほか、信託財産留保金や信託事務の処理等に要する諸費用、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。資産運用関係費用は運用手法の変更や運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。資産運用関係費用につきまして、詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

■年金支払期間中にご負担いただく費用

遺族年金支払特約による年金支払を行う場合を含みます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費用※3	年金のお支払いの管理にかかる費用です。	支払年金額に対して 1.0%	年金支払開始日以後、年金支払日に保険料積立金から差し引きます。

※3 年金管理費用は、将来変更される場合があります。

ご負担いただく費用について

【別表】ベースアカウントの保険関係費用（基本給付金額に対する年率表）

被保険者の性別 および契約日 における満年齢	据置期間					
	10年	15年	20年	25年	30年	
男 性	0～50歳	3.72%	2.47%	2.23%	1.79%	1.62%
	51～60歳	3.80%	2.61%	2.43%	2.00%	1.84%
	61～65歳	3.92%	2.83%	2.75%	2.37%	
	66～70歳	4.06%	3.28%	3.27%		
	71～75歳	4.34%	3.82%			
	76～80歳	4.95%				
女 性	0～50歳	3.70%	2.43%	2.17%	1.73%	1.55%
	51～60歳	3.73%	2.49%	2.25%	1.82%	1.65%
	61～65歳	3.78%	2.57%	2.39%	1.98%	
	66～70歳	3.84%	2.71%	2.62%		
	71～75歳	3.98%	3.03%			
	76～80歳	4.29%				

投資リスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、積立金額、将来の年金額、死亡給付金額および解約返戻金額等が変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定の資産運用には、株式や債券の価格や為替の変動等にもなう、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、デリバティブ取引のリスク等の投資リスクがあり、運用実績によっては積立金額、解約返戻金額等がお払い込みいただいた一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属することになります。
- この保険では、死亡給付金額および年金原資額について基本給付金額と同額が最低保証されます。ただし、ベースアカウントの積立金を一部解約された場合には、一部解約分の解約返戻金額および一部解約後の年金原資額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があります。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額等が削減されることがあります。

1 クーリング・オフの対象となります

お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日または「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフ(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)をすることができます。
この場合には、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。

■クーリング・オフができない場合

- 債務履行の担保のための保険契約である場合
- すでに成立したご契約の内容変更である場合
- 書面の発信時に死亡給付金のお支払事由が発生している場合(ただし、お申込者または契約者ご本人がその事実を知っている場合を除きます。)

■クーリング・オフのお申し出方法

- クーリング・オフは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、お申込者または契約者ご本人が必要事項を記載した書面を、ソニーライフ・エイゴン生命の契約サービス部宛に郵送してください。書面に記載する必要事項およびお手続きの詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

<書面の郵送先>

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-52-2 青山オーバルビル
ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社 契約サービス部

2 生命保険募集人について

生命保険募集人(募集代理店および募集代理店の担当者を含みます。)は、お客さまとソニーライフ・エイゴン生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

- 保険契約はお客さまからのお申し込みに対してソニーライフ・エイゴン生命が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、ソニーライフ・エイゴン生命の承諾が必要になることがあります。
- この商品は、一般社団法人 生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に登録された者のみが募集を行うことができます。ソニーライフ・エイゴン生命の生命保険募集人の権限等、変額保険販売資格に関して確認をご要望の場合は、ソニーライフ・エイゴン生命のお客さまサービスセンター(0120-966-066)までご連絡ください。

3 告知は不要です

この保険のご契約の締結に際して、ソニーライフ・エイゴン生命は、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

4 保障の開始日(責任開始期)について

ご契約のお申し込みをソニーライフ・エイゴン生命が承諾した場合、ソニーライフ・エイゴン生命は一時払保険料(相当額)を受領した時から、ご契約上の責任を開始します。

- この保険では、ソニーライフ・エイゴン生命が責任を開始する日を契約日とし、保険期間の計算は、契約日からその日を含めて計算します。なお、被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。

5 死亡給付金等をお支払いできない場合

- 免責事由に該当した場合(契約日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき)
- ご契約者、被保険者または死亡給付金受取人の詐欺により締結されたご契約が、取り消しとなった場合
- 死亡給付金等の不法取得目的を理由にご契約が無効となった場合
- 死亡給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- その他、死亡給付金等をお支払いできない場合について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

6 ご契約の解約等に関して、以下の点にご注意ください

契約日以後、年金支払開始日前であれば、いつでもご契約を解約して解約返戻金を受け取ることができます。ご契約の全部を解約された場合、この保険の持つ効力はすべて失われます。

- 解約返戻金額は、解約日における積立金額となり、運用実績に応じて増減します。解約返戻金額は最低保証されませんので、ご契約を解約された場合の解約返戻金額が、一時払保険料を下回ることがあります。
- 解約日が特別勘定繰入日前の場合、解約返戻金額は一時払保険料と同額となります。
- この保険には解約にかかる手数料(解約控除等)はありません。
- ベースアカウントの積立金の一部解約をされた場合、基本給付金額は一部解約前のベースアカウントの積立金額に対する、一部解約請求金額の割合に応じて減額されます。この保険では、死亡給付金額および年金原資額は基本給付金額が最低保証されていますが、ベースアカウントの積立金の一部解約後は減額された基本給付金額が最低保証されます。
- ベースアカウントの積立金の一部解約などの最低取扱金額は、将来変更される場合があります。

7 ソニーライフ・エイゴン生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

ソニーライフ・エイゴン生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構によって、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約者の死亡給付金額、積立金額、解約返戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。

- 詳細については「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。
生命保険契約者保護機構 TEL 03(3286)2820
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8 現在ご加入中の保険契約を解約や減額すると、ご契約者に不利益になることがあります

ソニーライフ・エイゴン生命または他社で現在ご加入中の保険契約を解約・減額され、新たにご契約のお申し込みをされる場合、一般的に、次のような不利益となる場合があります。

- 多くの場合、現在ご加入中の保険契約を解約・減額された際の解約返戻金は払込保険料の合計額(減額の場合は減額部分に対応する払込保険料)より少ない金額となります。特に保険契約を締結されてから短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなる可能性があります。
- いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご加入中の保険契約を減額した場合、元の保険契約に戻すお取り扱いに制限を受けることがあります。
- 新たにご契約については、現在の保険契約のままであればお支払いできる場合であっても、契約日から3年以内の被保険者の自殺の場合等には、死亡給付金または死亡一時金が支払われないことがあります。

現在ご加入中の保険契約と新たにご契約とで契約内容が異なる場合があります。新たにご契約のお申し込みにあたっては十分ご注意ください。

9 この保険は特別勘定による運用を行う生命保険商品です

この保険では、特別勘定繰入日から年金支払開始日の前日までの期間、投資信託を主な投資対象とする特別勘定で積立金を運用します。

- 特別勘定の種類・詳細は契約概要「5 特別勘定による運用について」(P.7~9)および「特別勘定のしおり」をご確認ください。
- この保険はソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

■ 特別勘定繰入日

お払い込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を差し引いた金額を、ベースアカウントに繰り入れる日のことです。

- 「契約日」、「ご契約のお申込日からその日を含めて8日目に該当する日」または「ソニーライフ・エイゴン生命がご契約のお申し込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日(その日が営業日でない場合は翌営業日)となります。

10 年金・給付金等のお受け取りについて

- 年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率(予定利率等)により計算されますので、ご契約時には定まっておられません。
- 死亡給付金・年金・死亡一時金のお支払いは、請求書類がソニーライフ・エイゴン生命に到着した日の翌日から起算して5営業日以内の送金を原則としますが、お支払事由に関する確認および特別な照会・調査が必要となる場合はお支払期限を延期する場合があります。
- ご契約者は、被保険者の同意を得て、ソニーライフ・エイゴン生命に対する通知により受取人を変更することができます。
- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金・死亡一時金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金・死亡一時金等のお支払事由やご不明な点が生じた場合には、すみやかにソニーライフ・エイゴン生命お客さまサービスセンター(0120-955-900)にご連絡ください。
- 年金の分割支払の最低年金額は、将来変更される場合があります。

11 借入金を前提としたお申し込みはお引き受けできません

保険料を借入金で調達した場合、運用実績によっては解約返戻金等が、借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなるおそれがあります。このため、ソニーライフ・エイゴン生命では借入金を保険料に充当することを前提としたお申し込みはお引き受けできません。

12 ご契約に関する手続きやお問い合わせ窓口について

ソニーライフ・エイゴン生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。ご契約内容に関するご照会、ご契約の各種お手続きに関するお問い合わせおよびご契約に関する苦情やご相談につきましては、ソニーライフ・エイゴン生命お客さまサービスセンターへご連絡ください。

お客さまサービスセンター

0120-955-900 ※通話料無料
※携帯電話・PHSもご利用可能

《受付時間》 午前9時～午後5時30分
月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)

■この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)

- 「生命保険相談所」が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

13 税金のお取り扱いには以下のとおりです

- ご注意**▶以下の内容は、平成27年8月現在における税務取り扱いに基づいて作成しております。
- 将来、税制の変更により、ご契約後の各種手続き、給付金等のお受け取り、相続等に関する税務取り扱いが変わる場合があります。**
 - なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、所得税を納める義務のある方には、各年分の基準所得税額に対して2.1%が復興特別所得税として合わせて賦課されます。個別の税務取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。税務のお取り扱いに関する事項については「ご契約のしおり」にも記載しておりますのでご確認ください。**

■生命保険料控除のお取り扱い

お払い込みいただいた保険料は「一般の生命保険料控除」の対象となります。(個人年金保険料控除の対象とはなりません。)

- この保険の保険料の払込方法は一時払に限定されていますので、ご契約いただいた年のみ控除が適用されます。
- ご契約者(保険料負担者)が納税者ご本人であり、年金受取人および死亡給付金受取人が契約者ご本人、配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であるご契約に適用されます。

■運用成果額をお受け取りの時にかかる税金について

契約日からの経過期間	税金の種類
5年以内	源泉分離課税*
5年超	所得税(雑所得) + 住民税

■解約時の差益およびパワーアカウントの受取の時にかかる税金について

契約日からの経過期間	税金の種類
5年以内	源泉分離課税*
5年超	所得税(一時所得) + 住民税

■死亡給付金をお受け取りの時にかかる税金について

契約形態			税金の種類
ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

■年金および年金原資額の一括受取の時にかかる税金について

受取方法	税金の種類
年金受取	所得税(雑所得)+住民税
一括受取	所得税(一時所得)+住民税

ご契約者と年金受取人が異なる場合は、贈与税が課税されます。

※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるものについては、復興特別所得税が課されることとなるため、源泉分離課税の税率は20.315%となります。

14 その他、お申し込みに際し、ご注意いただきたい事項

■ソニーライフ・エイゴン生命の組織形態について

保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」がありますが、ソニーライフ・エイゴン生命は株式会社です。株式会社とは、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

■債権者等による解約

ご契約者の債権者等がご契約を解約しようとした場合でも、解約通知がソニーライフ・エイゴン生命に到着したときから、1か月以内であれば、死亡給付金受取人が所定の金額を債権者等に支払うことによって、ご契約を継続させることができます。

■被保険者によるご契約の解約請求

ご契約の存続を困難とする重大な事由およびご契約の基礎となる事情が変化するような事由が生じた場合、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。ご契約の解約手続きはご契約者からの請求によるお取り扱いとなり、被保険者から直接ソニーライフ・エイゴン生命に解約の請求をいただいた場合はお取り扱いできませんのでご注意ください。

■遺言による受取人の変更

ご契約者は、死亡給付金または年金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人、年金受取人および後継年金受取人を変更することができます。この場合、被保険者の同意がなければ変更の効力は生じません。